

IOSCO 自主規制機関諮問委員会（SROCC）等の模様について

平成 25 年 10 月 15 日

日本証券業協会

証券監督者国際機構（IOSCO）の第 38 回年次総会が 9 月 15 日（日）～19 日（木）の間、ルクセンブルグにおいて開催された。

IOSCO は、我が国の金融庁や米国証券取引委員会(SEC)など各国の規制当局を中心に構成されている国際機構であり、主に規制当局の意見交換の場として機能しているが、より幅広く市場参加者の見識・意見を取り入れ、国際的に調和のとれた包括的な証券市場の規制を維持・発展させていく観点から、本協会のような証券業協会や日本取引所グループなどの各国の自主規制機関も、協力会員としてこの機構に参加している（参考参照）。

IOSCO の年次総会は、各国が持ち回りで開催している。年次総会では、代表委員会、理事会、新興市場委員会、自主規制機関諮問委員会等が、それぞれの構成メンバーを集めて開催されるほか、メンバー以外の一般参加者も対象にした公開セッションも催される。

本年の年次総会には、約 80 の国・地域から約 400 名が参加した。

今回の総会における主な成果と今後の課題及び本協会がメンバーとなっている自主規制機関諮問委員会（SROCC）における主な協議事項は以下のとおりである。

1. 今回の総会における主な成果と今後の課題

今回の総会では、国際的な規制改革に関し IOSCO に課せられた課題の検討を進展させつつ、証券市場に生じるリスクを迅速に把握することが主要なテーマとなり、G20 や金融安定理事会 (FSB) の要請を受け IOSCO が進めている、OTC デリバティブ、金融指標、格付け機関、シャドー・バンキング、ノンバンク SIFIs (Non-bank Systemically Important Financial Institutions) の特定、商品デリバティブ市場等に関する国際基準策定の現状と課題が報告された。また、資本市場を通じた健全な長期投資を促進する観点から、今後、社債市場の活性化、証券化、中小企業向けファイナンス、イスラム金融も検討課題とすること、さらにクラウドファンディングについても研究に着手することが合意された。

一方、証券市場に生じるリスクを広く迅速に特定し周知するため、リスクに関する報告（IOSCO Risk Outlook）を定期的に発行すること、投資家教育・金融リテラシーの向上に IOSCO も自らのプログラムを策定し積極的に参画すること、規制機関スタッフの研修を拡充するための基金及び研修計画立案等のための委員会を設けることがアナウンスされた。

2. 自主規制機関諮問委員会（SROCC）¹年次会合における主な協議事項

1) ゲストスピーチ

ルクセンブルグ金融監督委員会（CSSF）委員長 Jean Guill 氏より、歓迎の言葉、IOSCO 代表委員会議長として SROCC の IOSCO への貢献に感謝の意が表明され、「ルクセンブルグの当局者としては、SRO に関してそれほど知見はないものの、歴史的には、自主規制は公的な規制を円滑に市場に適用する機能あるいは法令等で規定しにくいビジネスにおける倫理基準を提供する機能を果たしている。実際に国際資本市場協会（ICMA）が策定している市場慣習は欧州の市場において重要な役割を果たしている。金融危機やギリシャ危機においては、問題の発見が遅れ、納税者に多大な負担が生じ怒りを招いた。このような事態を防止するには、マクロ及びミクロレベルで問題を早期に発見することが不可欠であり、今後 SRO 及び業界からの情報提供が IOSCO の業務において一層重要性を増すと理解している。」とのコメントがあった。

2) 新メンバーの紹介

本年 5 月の中間会合以降に IOSCO 協力会員となったアラブ証券規制監督者協会（UASA）及びナイジェリア証券取引所（NSE）が紹介された。

3) IOSCO 理事会議長、新興市場委員会議長及び事務局からの報告

①理事会議長（Greg Medcraft オーストラリア証券投資委員会（ASIC）委員長）は、概ね今後 2 年間の IOSCO の運営に関する 3 つの基本戦略（国際基準設定機能の強化、各種委員会等へのメンバーの参画促進、研修・情報共有のためのメンバー間及び業界との協力拡充）を説明するとともに、その中で常に問題を先取りし、透明性のある議論を行うことが必要であると語った。取り組むべき課題としては、投資者の信頼及び公正な市場運営を確保するため、引続き新たな商品や取引、市場に発生するリスクに関する調査を進めるとともに、高齢化の進展を踏まえ、長期的な資金運用のあり方も重要なテーマになる旨の発言があった。また、研修や市場に発生する新たな問題やリスクについての早期の情報共有について、SROCC が AMCC に改組された後も引続き協力を得たいと述べた。一方、理事会のメンバーを 2 名増加し 34 名とし、地域的なバランスを確保しつつ、新興市場の参画をより重視していく旨、さらに IOSCO の資金基盤を強化するため、IOSCO 財団の設立を進めるほか、研修・能力開発基金の設立等も検討する旨の発言があった。

②新興市場委員会議長（Ranjit Ajit Singh マレーシア証券委員会委員長）からは、同委員会の現在の取り組みをより精緻化するとともに、会計基準やノンバンク・ファイナンス等を含む G20 レベ

¹ IOSCO の協力会員の多様化を踏まえ、今回の総会において、自主規制機関諮問委員会（SRO Consultative Committee (SROCC)）を協力会員諮問委員会（Affiliate Members Consultative Committee (AMCC)）に改組・改名することが決定された。

ルの課題にも積極的に関与していきたい旨の発言があった。

③David Wright IOSCO 事務局長は、G20 や FSB からの要請に基づく提言や基準策定のため大量の業務（OTC デリバティブ、シャドー・バンキング、格付け機関、クロスボーダーの清算手続、金融指標、取引主体識別子（LEI）等）を IOSCO が行っており、ワークロードが非常に重くなっており、組織と資金基盤の更なる拡充が必要なことを指摘した。また、SROCC の AMCC への改組に関し、SROCC メンバーとの建設的な協議プロセスを評価するとともに、その中での現 SROCC 議長及び前 SROCC 議長である大久保 良夫氏の貢献に感謝する旨の発言があった。

4) Ahead of the Curve Working Group（議長：本協会）

各自主規制機関における最近の取組みにつき、以下の諸点について情報・意見交換を行った。

①証券取引所・取引システムに関する問題

- ボンベイ証券取引所：市場情報の検証及び会社情報の適切な開示のためのガイドライン
- 日本取引所グループ：注文数の増加等に伴うシステムリスクの管理
- NFA：商品先物取引委員会（CFTC）がまとめた先物取引における HFT に関する報告書

②仲介業者の規制に関する問題

- BSM：ブラジルにおける合意による処分手続きの早期完結
- ANBIMA：証券外務員規制
- IIROC：ディスカウント・ブローカー・ビジネスの拡大への対応

③投資者保護に関する問題

- FINRA：代替ファンドの販売、年金受給権の現金化、電話を利用した ID 詐取
- NFA：MF グローバルや PFG の破綻に端を発した顧客資産保護制度の改革の進捗
- 本協会：高齢顧客への勧誘・販売の在り方

④その他

本協会から日本におけるクラウドファンディングに関する議論の動向を報告したところ、FINRA からは米国ではいまだ SEC による規制の内容が公表されるのを待っている段階であるとの報告があり、IIROC からもカナダではクラウドファンディングについては、明確な規制策定への要請があるものの、依然として検討段階である旨のコメントがあった。クラウドファンディングについては、引続き ATC-WG において各国の動向をレビューしていくこととなった。

5) Regulatory Staff Training Working Group（研修セミナーワーキング・グループ） （議長：米国 FINRA）

SROCC の傘下に ATC - WG とともに常設の会議体として設置されている本 WG においては、新

興国の規制監督当局及び SROCC メンバーを対象とした研修セミナーを企画、開催している。今次会合においては、WG 議長から、前回トロントにおいて行った研修セミナーに関し、ATC - WG における議論を紹介するセッションを設けたこと及びケース・スタディのセッションを増やしたことが紹介された後、今後も監査等監督と規制に関する問題を中心に、HFT 等の技術革新に伴う問題も研修セミナーで取り上げていきたい旨の発言があった。

また、本協会から、日本取引所グループとともに来年春の中間会合及びセミナーを東京で主催する旨、日程は 4 月上旬としたい旨を申し出て、了承された。さらに、本協会から、現時点のアイデアとして、セミナーでは、規制の枠組みと SRO の役割、技術革新がもたらす規制上の問題（HFT 等）、SNS の利用やクラウドファンディングに関する問題、適合性、高齢顧客の保護、顧客資産の保全等の投資者保護に関する問題を取り上げることが考えられること、また、投資家教育に関するセッションを設け、ここには投資家教育の専門家、業界関係者、学識経験者等も招きたい旨を提案するとともに、セミナーの具体的な内容については、今後、SROCC 議長、研修セミナーWG 議長と相談のうえ決定したい旨を伝えた。

日本取引所グループからも本セミナーの東京開催に最大限の協力を行う旨の発言があった。

6) SROCC（自主規制機関諮問委員会）から AMCC（協力会員諮問委員会）への改組及び今後の活動に関する議論

①議長（ブラジル ANBIMA）から、AMCC の主な活動として、ATC - WG における新たなリスク、問題の把握、研修セミナーの開催、及び IOSCO の各委員会への参画を引続き 3 つの柱として進めるとともに、必要に応じ個別事案に関する作業部会を設置すること、AMCC ニュースレターを定期的に発出することが提案され、了承された。

②さらに、当面の課題として、以下の 3 つのワーク・ストリームに取り組むことが合意された。

i)サイバー・クライムへの対応

ii)投資ファンドに関する情報・データの収集（第 5 委員会等 IOSCO の関連する協議体への情報提供を想定）

iii)イマージング・リスクの把握

③また、AMCC の今後のあり方について、メンバーと IOSCO 事務局が話し合う会合を 12 月中旬に予定している旨、この会合までに AMCC のコンセプト・ペーパーを作成するので、10 月中旬までを目途にメンバーからの意見・コメントを募りたいとの発言があった。

7) SROCC メンバー共通の課題に関するプレゼンテーション

①IOSCO 事務局から、サイバー攻撃のリスクに関する調査について報告があった。

②インド ボンベイ証券取引所(BSE)から、インドで導入を予定している清算機関の相互運用

(interoperability)のスキームについて説明があった（これを踏まえ、東京におけるセミナーにおいて、清算機関の問題を取り上げてはどうかとの提案が米国 FINRA から行われた。）。

3. その他の会合等

○ 規制に関するワークショップ

1) 商品市場における現物及びデリバティブ取引の相関関係に関するセッション

商品デリバティブ市場の拡大及びグローバル化に伴い、商品の現物価格が商品デリバティブ市場を通じ金融市場にも与える影響が大きくなっていることを踏まえ、商品の現物市場における価格決定のメカニズム、金融市場への影響、規制・監督のあり方について、米・英・加の当局者がパネリストとなり、意見交換が行われた。

2) IFRS に関するセッション

IFRS 財団の代表がパネリストとなり、IFRS 財団の IFRS の導入・普及のための取組み、主要国における今後の導入の見込みについて説明を行った。

○代表委員会

理事会議長、新興市場委員会議長の報告に続き、SROCC 議長が最近の課題・活動に関し報告を行った。理事会議長からは、今後 IOSCO が市場に発生する問題を先取りして対応していくことが求められており、SRO 及び業界との協力がより重要になる旨の発言があった。

○公開セッション

1) 投資者保護の実現に向けた監督当局の課題、2) 成長性のある市場の展望、3) 社会的責任投資、及び4) 長期的な貯蓄と年金のあり方に関するパネル・ディスカッションが行われた。

4. 今後の IOSCO 年次総会の開催予定

次回の IOSCO 年次総会は、2014 年 9 月 28 日～10 月 2 日にリオデジャネイロで開催される。さらに、2015 年の総会はロンドンで、2016 年の総会はペルーで開催される予定である。

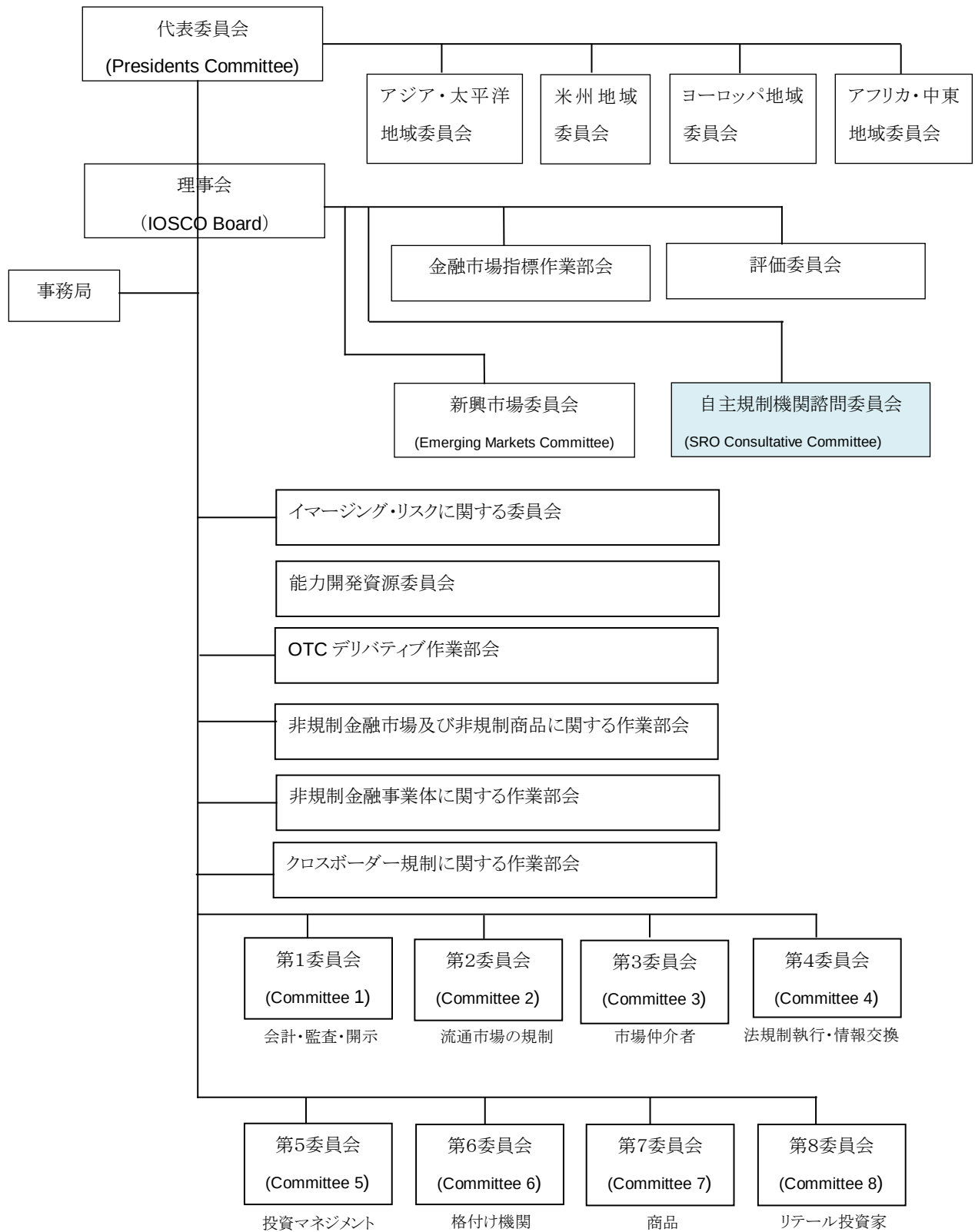
以 上

(参 考)

IOSCO／SROCC の概要

会議名	証券監督者国際機構／自主規制機関諮問委員会 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions) (SROCC: SRO Consultative Committee)
IOSCO の 設立目的	1) 公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること 2) 国内市場の発展促進のため、各国の経験について情報交換すること 3) 国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立するため、努力を結集すること 4) 基準の厳格な適用と違反に対する効果的執行によって、市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと
IOSCO の 設立時期	1974年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟。1986年のパリ総会において、現在の証券監督者国際機構という名称に改められた。
IOSCO の メンバー	IOSCO のメンバーには、正会員 (Ordinary Member)、準会員 (Associate Member)、協力会員 (Affiliate Member) の区分がある。我が国からは、金融庁が正会員として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、日本証券業協会及び日本取引所グループが協力会員として、それぞれ加盟している。
組 織	次葉のとおり。
SROCC の 活動	本協会が加入する自主規制機関諮問委員会(SROCC)は、事務局長のイニシアティブにより 1989 年に設置され、自主規制機関である協力会員の意見交換の場と位置づけられている。同委員会の会合は通常年 2 回 (IOSCO 年次総会時の会合及び中間会合) 開催されている。現在同委員会には 76 の機関が加入している。 2006～2012 年の間、本協会が SROCC の議長を務めたが、現在は、ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 自主規制業務執行責任者 Jose Carlos Doherty 氏が議長となっている。本協会は SROCC のワーキング・グループである Ahead of The Curve Working Group の議長を務めている。
市場関係者 との対話	IOSCO では、民間セクターとの対話の拡充を目的に、市場関係者との会合を年 2 回程度開催している。

IOSCO の組織



開催実績・予定

	年次総会	中間会合及び研修セミナー	
2006 年	香港(6 月)	スペイン マドリッド(11 月)	中間会合のみ
2007 年	インド ムンバイ(4 月)	東京(11 月)	中間会合のみ
2008 年	フランス パリ(6 月)	米国 ワシントン(12 月)	第 1 回研修セミナー
2009 年	イスラエル テルアビブ(6 月)	英国 ロンドン(2010 年 1 月)	第 2 回研修セミナー
2010 年	カナダ モントリオール(6 月)	ブラジル リオデジャネイロ(11 月)	第 3 回研修セミナー
2011 年	南アフリカ ケープタウン(4 月)	台湾 台北(10 月)	第 4 回研修セミナー
2012 年	中国 北京(5 月)	トルコ イスタンブール(11 月)	第 5 回研修セミナー
2013 年	ルクセンブルグ(9 月)	カナダ トロント(5 月)	第 6 回研修セミナー
2014 年(予定)	ブラジル リオデジャネイロ(9 月)	東京(4 月)	第 7 回研修セミナー

資料 6

平成25年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成25年9月度月次速報版）

平成25年10月15日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	25年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	504	549	471	479	337	413	2,753	458.8
取引制度に関する相談	191	185	190	212	116	157	1,051	175.2
勧誘に関する相談	88	75	70	68	80	54	435	72.5
売買取引に関する相談	95	156	120	108	72	111	662	110.3
事務処理に関する相談	74	68	49	45	26	43	305	50.8
その他の相談	56	65	42	46	43	48	300	50.0
苦 情	95	87	108	61	64	63	478	79.7
勧誘に関する苦情	36	29	33	21	24	22	165	27.5
売買取引に関する苦情	32	39	52	23	30	28	204	34.0
事務処理に関する苦情	21	13	16	13	7	10	80	13.3
その他の苦情	6	6	7	4	3	3	29	4.8
あっせん	23	20	9	7	6	15	80	13.3
勧誘に関する紛争	18	15	5	5	5	10	58	9.7
売買取引に関する紛争	4	4	4	1	1	3	17	2.8
事務処理に関する紛争	1	0	0	0	0	2	3	0.5
その他の紛争	0	1	0	1	0	0	2	0.3

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 24年度下半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度 下期累計	下期月平均 (累計／月数)
相 談	401	393	384	363	398	443	2,382	397.0
取引制度に関する相談	102	115	147	118	152	161	795	132.5
勧誘に関する相談	154	111	82	91	85	86	609	101.5
売買取引に関する相談	58	104	73	59	63	82	439	73.2
事務処理に関する相談	44	35	39	54	46	65	283	47.2
その他の相談	43	28	43	41	52	49	256	42.7
苦 情	72	77	74	74	60	62	419	69.8
勧誘に関する苦情	55	40	39	25	25	23	207	34.5
売買取引に関する苦情	9	27	26	30	19	21	132	22.0
事務処理に関する苦情	4	5	6	14	8	15	52	8.7
その他の苦情	4	5	3	5	8	3	28	4.7
あっせん	19	19	27	18	13	11	107	17.8
勧誘に関する紛争	14	18	22	13	11	7	85	14.2
売買取引に関する紛争	4	1	4	5	1	3	18	3.0
事務処理に関する紛争	1	0	1	0	1	1	4	0.7
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	24年度 累計	23年度 累計	22年度 累計
相 談	4,496	4,358	4,099
取引制度に関する相談	1,351	1,309	1,487
勧誘に関する相談	1,387	1,365	974
売買取引に関する相談	767	802	567
事務処理に関する相談	465	388	454
その他の相談	526	494	617
苦 情	904	1,205	1,009
勧誘に関する苦情	470	692	498
売買取引に関する苦情	240	286	257
事務処理に関する苦情	112	134	141
その他の苦情	82	93	113
あっせん	208	308	239
勧誘に関する紛争	176	267	184
売買取引に関する紛争	26	35	47
事務処理に関する紛争	6	6	3
その他の紛争	0	0	5

(単位:件)

24年度 月平均	23年度 月平均	22年度 月平均
374.7	363.2	341.6
112.6	109.1	123.9
115.6	113.8	81.2
63.9	66.8	47.3
38.8	32.3	37.8
43.8	41.2	51.4
75.3	100.4	84.1
39.2	57.7	41.5
20.0	23.8	21.4
9.3	11.2	11.8
6.8	7.8	9.4
17.3	25.7	19.9
14.7	22.3	15.3
2.2	2.9	3.9
0.5	0.5	0.3
0.0	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(25年9月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	9月度 合計
相 談	209	65	86	8	0	0	45	413
取引制度に関する相談	73	29	29	3	0	0	23	157
勧誘に関する相談	18	15	21	0	0	0	0	54
売買取引に関する相談	66	16	23	4	0	0	2	111
事務処理に関する相談	32	0	4	1	0	0	6	43
その他の相談	20	5	9	0	0	0	14	48
苦 情	29	16	14	1	0	1	2	63
勧誘に関する苦情	6	9	6	0	0	1	0	22
売買取引に関する苦情	14	6	7	1	0	0	0	28
事務処理に関する苦情	7	0	1	0	0	0	2	10
その他の苦情	2	1	0	0	0	0	0	3
あっせん	6	2	4	0	0	3	0	15
勧誘に関する紛争	3	2	2	0	0	3	0	10
売買取引に関する紛争	2	0	1	0	0	0	0	3
事務処理に関する紛争	1	0	1	0	0	0	0	2
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年9月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	1354	422	597	69	5	3	303	2,753
取引制度に関する相談	534	150	185	19	0	1	162	1,051
勧誘に関する相談	123	119	182	3	2	2	4	435
売買取引に関する相談	381	94	138	35	3	0	11	662
事務処理に関する相談	192	20	31	7	0	0	55	305
その他の相談	124	39	61	5	0	0	71	300
苦 情	242	86	107	19	2	7	15	478
勧誘に関する苦情	44	57	54	1	1	7	1	165
売買取引に関する苦情	131	21	36	15	1	0	0	204
事務処理に関する苦情	53	5	10	3	0	0	9	80
その他の苦情	14	3	7	0	0	0	5	29
あっせん	22	21	25	0	0	11	1	80
勧誘に関する紛争	10	19	18	0	0	11	0	58
売買取引に関する紛争	11	1	5	0	0	0	0	17
事務処理に関する紛争	1	1	1	0	0	0	0	3
その他の紛争	0	0	1	0	0	0	1	2

3. 男女別処理状況(25年9月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	9月度 合計
相 談	228	170	15	413
取引制度に関する相談	80	69	8	157
勧誘に関する相談	29	22	3	54
売買取引に関する相談	61	46	4	111
事務処理に関する相談	28	15	0	43
その他の相談	30	18	0	48
苦 情	41	19	3	63
勧誘に関する苦情	10	10	2	22
売買取引に関する苦情	20	8	0	28
事務処理に関する苦情	8	1	1	10
その他の苦情	3	0	0	3
あっせん	6	5	4	15
勧誘に関する紛争	4	2	4	10
売買取引に関する紛争	1	2	0	3
事務処理に関する紛争	1	1	0	2
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成25年度(平成25年4月～25年9月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	1,532	1,110	111	2,753
取引制度に関する相談	605	398	48	1,051
勧誘に関する相談	213	205	17	435
売買取引に関する相談	370	262	30	662
事務処理に関する相談	176	117	12	305
その他の相談	168	128	4	300
苦 情	291	171	16	478
勧誘に関する苦情	71	83	11	165
売買取引に関する苦情	141	61	2	204
事務処理に関する苦情	61	17	2	80
その他の苦情	18	10	1	29
あっせん	37	27	16	80
勧誘に関する紛争	23	20	15	58
売買取引に関する紛争	12	5	0	17
事務処理に関する紛争	1	2	0	3
その他の紛争	1	0	1	2

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成25年9月）について

平成25年10月15日

日本証券業協会

【お知らせ】

- ・本協会ホームページの“必ずもうかる”詐欺への注意を呼びかけるページをリニューアルしました。
http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html
- ・本協会は10月を強化月間として未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開しております。
(5ページもご参照ください)。

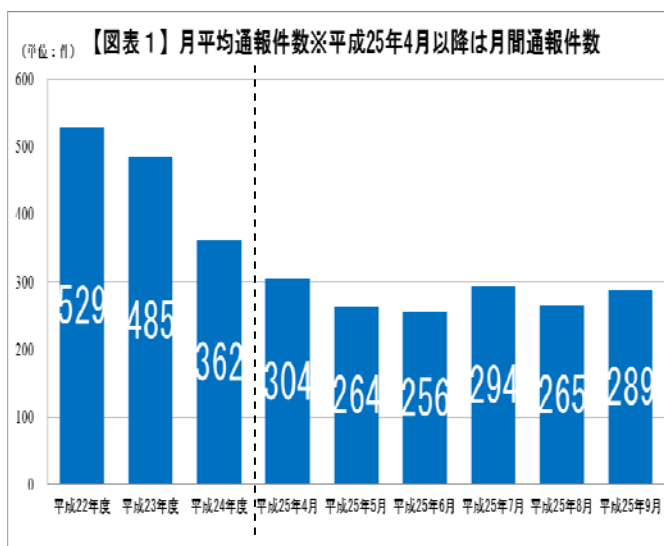
※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成25年9月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

右の【図表1】のとおり、平成25年9月中に受理した全通報件数は289件であり、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）における1か月当たりの平均通報件数362件と比較すると少なくなっています。

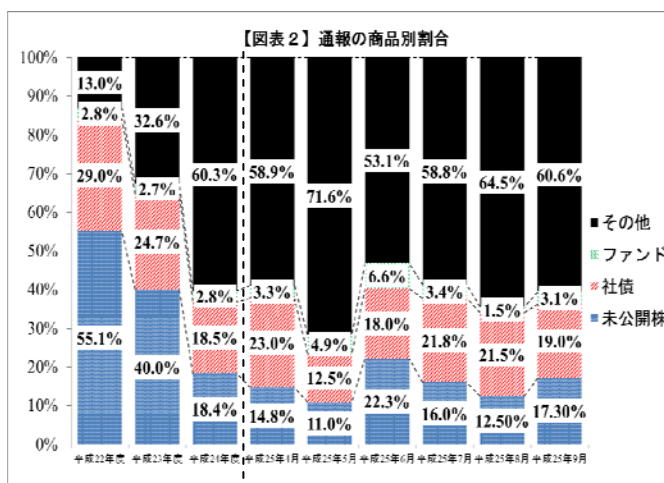
また、この全通報件数を同月中に業務を行った19営業日で割った、1営業日当たりの平均通報件数は約15件で、こちらも、平成24年度における1営業日当たりの平均通報件数約18件と比較すると少なくなっています。しかし、平成25年度中で見ると、通報件数は月を追って減少するどころか、7月以降は若干増加している傾向が見てとれます。



(2) 購入・取引を勧誘された商品

右の【図表2】のとおり、平成25年9月中においては、「その他」に分類される通報が175件（60.6%）と最も多く、以下、「社債」が55件（19.0%）、「未公開株」が50件（17.3%）、「ファンド」が9件（3.1%）と続いています。

「その他」に分類される最近の通報では、業者が通報者に「今までに、あなた



が未公開株や社債について被害を受けた損失を取り戻してあげるが、そのためには所定の手続きが必要である。」と持ち掛け、通報者がこれを承諾すると、「代わりにダイヤモンドの購入が必要である」と言われたり、「公的機関から依頼を受けた、被害者への返金を担当する専門機関への手続き料が必要である」などの名目で金銭の支払いを要求されたりする事例が多く見受けられます。

公的機関が民間の業者に返金の手続きを依頼することはありません。安易に業者の言うことを信用せず、お金を支払う前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

平成25年9月中に受理した全通報件数289件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは43件(14.9%)でした。

これらの被害の金額は、合計で約2億900万円で、被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均では約490万円でした。

このうち、最大の被害金額は、仲介業者を名乗る者に対して、「未公開株」を購入するために現金を手渡したという通報で、5,000万円でした。

通報全体でみた被害金額の合計は時期によって大きく変化するものの、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりがなく、万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支払うことには十分慎重になるべきです。

(4) 勧誘・詐取の手段

平成25年9月中の通報を勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接に対面しない形での勧誘がほとんどです。

なお、実際にお金を支払ってしまう場面では、従来は銀行振込みがほとんどでしたが、最近では、無登録業者が被害者の自宅を訪問したり駅前等で待ち合わせをしたりして無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースや、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースが目立ってきており、お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です(4ページもご参照ください)。

(5) 通報者の属性

平成25年9月中の通報を通報者の年齢で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、60歳以上が約90%であり、その中で一人暮らしは約32.2%を占めています。

また、通報者の居住地で分類すると、こちらも従来の傾向から変わらず、東京・大阪・愛知やその近郊が上位を占めています。

これらのことから、大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていることが推測されます。

一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。

このため、お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うとともに、万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話:0120-344-999)をはじめ、公的機関の相談窓口相談することが重要です。

2. 最近の手口

「未公開株通報専用コールセンター」には、最近も、次のような手口の通報が相次いでいます。

(1)

- 通報者のもとに、ある業者Xから、「Y社の社長が〇〇市（通報者の住む地域）の出身で、その会社が地域貢献のために〇〇市の住民49名のみを対象に利率の高い社債を募集しており、抽選に当たらなければその社債を購入することができない。あなたに購入する気がなければ当社が購入したいので、代わりに抽選に申し込んでもらえないか。もしあなたが当選し、社債を購入することができたら、あなたが購入した金額より高い金額で当社が買い取る。」という電話が掛かってくる。
- 通報者がこれを承諾し、Y社に社債購入の抽選申込みを行うと、後日、Y社より社債に関する資料が送られてくる。
- 通報者が資料が届いた旨を業者Xに伝えると、「あなたは当選したようだ。いますぐY社に連絡し、社債の購入意思があることを伝えてくれ。当社は、あなたが社債を購入した金額の1.5倍の金額でその社債を買い取る」と言われた。
- 通報者は急いでY社に連絡して社債の購入意思があることを伝え、社債の代金として300万円をY社に支払った。
- その後、社債を買い取ってもらうために業者Xに連絡したところ、電話が繋がらなくなっていた。

※ 実際の通報の内容を一部再構成しています。

上記の事例は、劇場型と代理購入型を組み合わせた詐欺の手口と言えます。

この種類の手口では、業者が「社長は〇〇市の出身である」「地域貢献のため」「△△名限定」「抽選に当たらなければ購入することができない」などと言ってプレミアム感を煽り、高い利率の社債を不自然に思わせないようにしています。

上記の事例では業者XとY社は裏でつながっており、社債を購入してしまっただが最後、業者Xには連絡が取れなくなってしまう。さらに、こういったケースでは、Y社は架空の会社であることが多く、購入してしまっただ社債についても、高い利率の利息が支払われることはまずありませんので、どんな金融商品の代理購入を持ち掛けられた場合であっても、代理購入を承諾して金銭を支払わないように注意してください。

そのうえで、新たな被害の未然防止に役立てるため、持ち掛けられた話や送られてきた資料等について、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにして下さい。

(2)

2 ページ目の 1.(4)において紹介しておりますとおり、最近では、無登録業者に直接に現金を手渡ししてしまうケースとともに、無登録業者からの指示に従って郵便や宅配便で現金を送ってしまうケースがあとを絶ちません。

手口としては、未公開株等の購入代金のみならず、未公開株等の代理購入に関するトラブルに被害者が巻き込まれていると装い、その解決金の支払い又はトラブル対応（資産を一時的に遠隔地に隔離する等）のためとして現金を送らせるケースがみられます。

こういった手段について、たとえば、警察庁、国民生活センターから、以下のように注意喚起がなされています。

○ 警察庁

「『振り込ませない』受取型の振り込め詐欺急増中！」

URL: <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/main.html>

「その宛先は大丈夫ですか？」(実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所)

URL: http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf

○ 独立行政法人 国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」

URL: http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html

どのような手段であれ、無登録業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に難しいのが現実です。

「品名を偽って送れ」など、無登録業者からの指示に従って現金を送ってしまうことのないよう、くれぐれもご注意下さい。

※現金は、現金書留郵便以外の方法で送ることはできません。

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

このうち、ホームページ上での情報提供については、今年（平成25年）9月、これまでに注意喚起のために提供してきた情報を整理し、被害防止のためにこれまで以上に役立てられるよう、リニューアルを実施しています。

(URL:http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html)

また、今年（平成25年）も昨年に引き続き、10月を強化月間として未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開しており、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行うほか、「投資の日」、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者¹や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。²

¹ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

² 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書³では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成25年9月までの3年半の間に約1万8千2百件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

³ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

上場会社の J-IRISS 登録状況について

—上場会社の 75%が登録しています！—

平成 25 年 10 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 平成 25 年 10 月、J-IRISS（ジェイ・アイリス）登録割合が、**75%を超えました。**

平成 25 年 10 月 15 日時点で登録会社数は **2,649 社**に達し、全上場会社 3,531 社に対する割合は **75.02%**です。

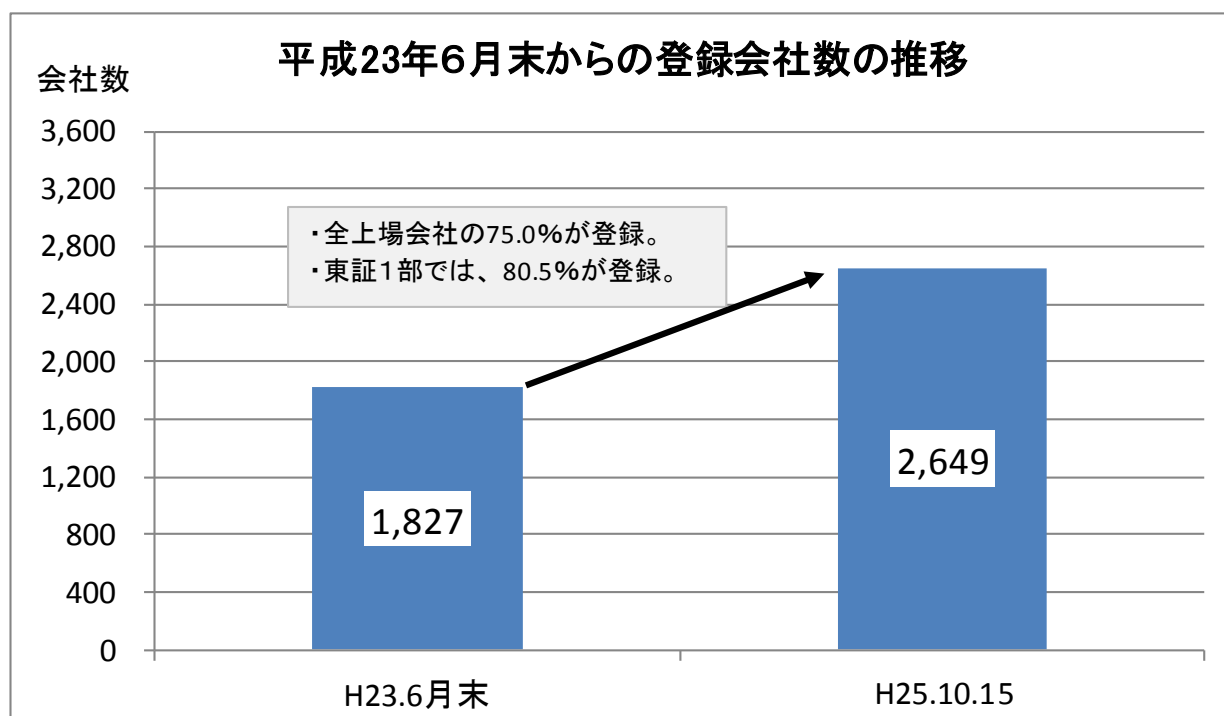
2. J-IRISS とは、上場会社の役員等のインサイダー取引などの不正取引を未然に防止するためのシステムで、平成 21 年 5 月に稼働しました。

3. 本協会及び各証券取引所が共同で、未登録会社への個別訪問等によるアプローチなどを積極的に実施しています。今後も、J-IRISS への登録促進を強化してまいります。

〔主な登録促進策〕

- ① 未登録の上場会社(代表者)への登録要請書の発出
- ② 未登録の上場会社への個別訪問等による登録要請
- ③ 各種セミナー、フォーラム等での登録要請
- ④ 「動画で見る！ J-IRISS」を本協会ホームページに掲載

4. 上記の登録促進策を平成 23 年 7 月に開始後、約 2 年 3 ヶ月の間に 800 社以上に新規ご登録いただきました。



OECDにおける外国人口座の税に関する自動的情報交換について

平成 25 年 10 月 15 日

日 本 証 券 業 協 会

2 1. 現在の取組状況

現在、G20 参加各国で検討が行われているOECDにおける外国人口座の税に関する自動的情報交換の枠組みは、既に措置された米国FATCAと同様、国際的租税回避行為の防止・排除のため、外国人口座保有者の情報を国家間で提供するもの。金融庁等と連携を取り、OECDにおける共通基準（案）の策定に当って、証券会社における実務対応の複雑化を避け、シングルスタANDARDが構築されるよう検討、働きかけを行っている。

2. OECDにおける外国人口座の税に関する自動的情報交換の枠組み（概要）

		米国FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）	OECDにおける共通基準（案）
1. 相手国		米国	G20 参加国
2. 基本的枠組み		政府間協力の枠組み（2013 年 6 月「政府間協力に関する共同声明」等）	政府間アプローチ（租税条約、税務行政執行共助条約）
3. 情報提供スキーム		FFI（米国外金融機関）はIRS（米国内国歳入庁）に登録し、同意顧客については、直接、IRSに当該口座の情報を提供。不同意顧客については、IRSが、国税庁に対し情報提供を要請、FFIは国税庁を通じてIRSに当該口座の情報を提供。（FATCAモデルII）	参加国の金融機関は、自国の税当局に外国人口座の情報を提供、各国税当局間で情報交換を行う。（FATCAモデルI）
4. 報告対象	個人	米国人（米国市民、米国居住者）	外国居住者（国内法で指定する国の居住者）
	法人	米国法人（金融機関、上場会社等を除く）、米国人が支配者となっている非米 国法人（金融機関、上場会社等を除く）、不参加FFI	外国法人（国内法で指定する国の法人。金融機関、上場会社等を除く。）、外 国居住者が支配者となっている法人（金融機関、上場会社等を除く）
5. デューデリジェンス（DD） ※FATCAと共通基準案 で異なる部分は下線箇所		(1) 個人口座 ① 新規口座（<u>2014 年 7 月 1 日以降開設する口座</u>） ・自己宣誓書類で<u>米国人</u>であるかどうかのDDを行う。 ※ <u>本人確認書類によるDDも認められている。</u> ② 既存口座（<u>2014 年 6 月 30 日時点で存在する口座</u>） イ. <u>残高 5 万ドル超え 100 万ドル以下</u>の顧客について、データベースの電子検索により、<u>米国人</u>であるかどうかのDDを行う（<u>期限：2015 年 12 月 31 日</u>）。 ※ <u>残高 5 万ドル以下の顧客については、DDは免除されている。</u>	(1) 個人口座 ① 新規口座（<u>定義は国家間の協定で個別に定める</u>） ・自己宣誓書類で<u>外国居住者</u>であるかどうかのDDを行う。 ※ <u>本人確認書類によるDDは共通基準案では設けられていないため、設置を要望中。</u> ② 既存口座（<u>定義は国家間の協定で個別に定める</u>） イ. <u>残高 100 万ドル以下</u>の顧客について、データベースの電子検索により、<u>外国居住者</u>であるかどうかのDDを行う（<u>期限は国家間の協定で個別に定める</u>）。 ※ <u>左記の残高 5 万ドル以下の顧客の免除措置は共通基準案では設けられていない。</u> ※ <u>居住地テスト（現在把握している居住地で外国居住者と判定できる規定）を設置。</u>

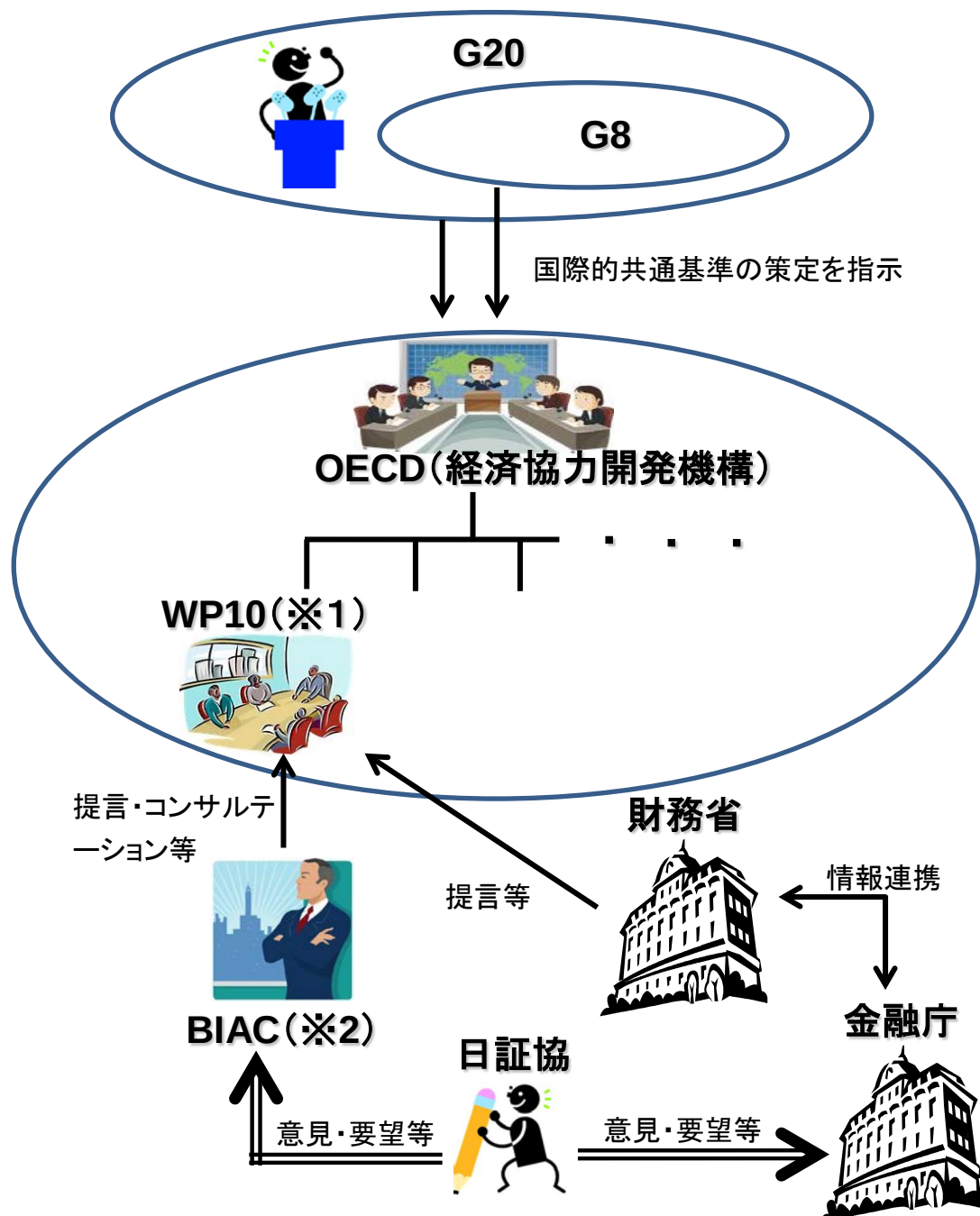
		米 国 F A T C A（外国口座税務コンプライアンス法）	O E C Dにおける共通基準（案）
		ロ．残高 100 万ドル超の顧客について、データベースの電子検索のほか、書類検索及び口座担当者へのヒアリングにより、<u>米国人</u>であるかどうかの D D を行う（<u>期限：2014 年 12 月 31 日</u>）。 (2) 法人口座 ① 新規口座（<u>2014 年 7 月 1 日以降開設する口座</u>） - 自己宣誓書類で米国法人等であるかどうかの D D を行う。 ※ 一定の場合には報告対象外として扱うことができる。 （<u>非米国法人（金融機関を除く）について、事業実体があると合理的に判断できる場合は、報告対象外として扱うことができる。</u>） ② 既存口座（<u>2014 年 6 月 30 日時点で存在する口座</u>） - 残高 25 万ドル超の顧客について、社内情報等で米国法人等であるかどうかの D D を行う（<u>期限：2015 年 12 月 31 日</u>）。 ※ 残高 25 万ドル以下の顧客については、D D は免除されている。 ※ 自己宣誓書類の提出が必要となるケースもある。 ※ 一定の場合には報告対象外として扱うことができる。 （<u>非米国法人（金融機関を除く）について、事業実体があると合理的に判断できる場合は、報告対象外として扱うことができる。</u>）	ロ．残高 100 万ドル超の顧客について、データベースの電子検索のほか、書類検索及び口座担当者へのヒアリングにより、<u>外国居住者</u>であるかどうかの D D を行う（<u>期限は国家間の協定で個別に定める</u>）。 (2) 法人口座 ① 新規口座（<u>定義は国家間の協定で個別に定める</u>） - 自己宣誓書類で報告対象となる法人であるかどうかの D D を行う。 ※ 一定の場合には報告対象外として扱うことができる。 （<u>左記措置は共通基準案では設けられていないため、設置を要望中。</u>） ② 既存口座（<u>定義は国家間の協定で個別に定める</u>） - 残高 25 万ドル超の顧客について、社内情報等で報告対象となる法人であるかどうかの D D を行う（<u>期限は国家間の協定で個別に定める</u>）。 ※ 残高 25 万ドル以下の顧客については、D D は免除されている。 ※ 自己宣誓書類の提出が必要となるケースもある。 ※ 一定の場合には報告対象外として扱うことができる。 （<u>左記措置は共通基準案では設けられていないため、設置を要望中。</u>）
6．適用除外口座		財形口座、持株会、N I S A 口座等	<u>左記口座は共通基準案では除外されていないため、設置を要望中。</u>
7．報告内容	同意口座	氏名、住所、納税者番号、口座番号、口座残高、利子・配当、売却・償還額等	同左（納税者番号のない相手国のために、生誕地・生年月日情報の提供を検討）
	不同意口座	総数・総額	なし（同意・不同意といった取扱いはない）
8．不同意口座の取扱い	新規顧客	口座開設不可	なし（同意・不同意といった取扱いはない）
	既存顧客	総数・総額について I R S に年次報告	
9．責任ある役職員による内部統制に係る宣誓		F F I は責任ある役職員を定め、F A T C A の遵守状況を宣誓し、3 年毎に I R S に報告	なし
10．スケジュール		① 2014 年 1 月、I R S へ登録開始（2014 年 4 月 25 日まで） ② 2014 年 7 月、新規口座に関する D D 開始 ③ 2015 年 3 月、年次報告、総数・総額報告開始	① 2014 年 2 月までに、新しい単一の国際的共通基準の提示を目指し、2014 年央までに効果的な自動交換の技術的様式を完成（目標） ② 2015 年末までに情報交換開始を期待

	米国FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）	OECDにおける共通基準（案）
11. その他	○ ローカルFFI (1) FFIのうち、次の要件を満たす場合は、ローカルFFI（みなし遵守FFI）としてIRSに登録することができる。 ① 日本国外に事業所を有していない ② 日本国外で顧客等に勧誘しない ③ 歴年末時点において金融口座の98%以上を日本に居住者が保有している等 (2) ローカルFFIにおけるFATCA上の対応（IRSへの登録、DD、報告等）は、基本的にはFFIと同じであるが、個人顧客のDDの対象は外国居住者のみでよいこととする軽減措置がとられている。	なし。共通基準案では、個人顧客については既に外国居住者のみをDDの対象とすることとされている。このため、ローカルFFIの規定を共通基準案に設ける必要がないと判断された。

以 上

OECD 国際的共通基準の策定

平成 25 年 10 月 15 日



- ※ 1 The OECD Working Party No.10 (OECD 第 10 作業部会)
情報交換及び税務コンプライアンスに関する意見交換を行う検討部会
- ※ 2 The Business and Industry Advisory Committee to the OECD (OECD 経済産業諮問委員会)
OECD加盟国の経済団体により構成される公式の諮問機関

OECD における外国人口座の税に関する自動的情報交換について（最近の動き）

平成 25 年 10 月 15 日

1. 2010 年 3 月 米国外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) 成立 (2013 年 1 月施行)

IRS（米国内国歳入庁）は、米国外の金融機関に対し、米国市民又は米国居住者の口座を特定し、米国納税者番号、口座残高、受取利子・配当・売却額等の情報を年次報告することを求めている。

2. 2012 年 2 月 ～ 各国が FATCA への対応について米国と協定を締結

- ① 欧州 5 か国 (英独仏伊西) では、国内金融機関は IRS へ登録、自国の税務当局に米国外人口座の情報を報告、当該税務当局が IRS との間で自動的に口座情報を提供する枠組みで対応 (モデル I 政府間アプローチ)。
- ② 日本及びスイスでは、国内金融機関は IRS へ登録、同意顧客については、直接 IRS に米国外人口座の情報を提供 (不同意顧客については、IRS の要請を受けた国税庁を通じて IRS に情報提供) で対応 (モデル II 政府間協力の枠組み)。

3. 2012 年 10 月 OECD 租税委員会第 10 作業部会

外国人口座の税に関する自動的情報交換の国際的共通基準について議論開始 (FATCA のモデル 1 政府間アプローチをベースに議論)

4. 2013 年 6 月 G8 首脳サミット (ロックアーン)

多国間及び二国間での外国人口座の税に関する自動的情報交換のための単一の国際的基準の策定を指示するとともに、早い機会の採用、効果的な実施を呼びかけ。

5. 2013 年 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議 (モスクワ)

OECD に対し、新しい単一の国際的基準の設定作業を 2014 年に完了するための期限、及び進捗状況の報告を次回会合まで行うことを要求。すべての国・地域に対し、この基準の実施にコミットを要請。

6. 2013 年 9 月 G20 首脳サミット (サンクトペテルブルク)

OECD は、2014 年 2 月までに、新しい単一の国際的基準を提示することを目指し、2014 年 4 月までに効果的な自動交換の技術的様式を完成させる。2015 年末までに G20 諸国間で、外国人口座の税に関する自動的情報交換が開始されることを期待。

以 上

第6回日本証券サミットの開催について

平成 25 年 10 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

以下の要領により、次回日本証券サミットをニューヨークにおいて開催することとする。

1. 開催日 2014年3月6日（木）
2. 開催地 ニューヨーク SIFMA Conference Center
(ニューヨークのダウタウンに位置する、米国証券業金融市場協会(SIFMA)の会議場。)
3. 主な趣旨・目的
 - 1) 米国(主に東海岸)で活動する機関投資家、金融関係者等に対し、アベノミクスをはじめとする日本の経済活性化策、資本市場のインフラの整備や公正性確保に関する取り組みを紹介するとともに、投資対象としての日本の魅力をアピールする。
 - 2) 日本からの参加者には、米国の機関投資家の動向、証券ビジネスの現状、金融規制改革とその証券業務への影響等につき、直接現地の情報を得る機会を提供する(協会員からの要望があれば、イベントの前後に米国の機関投資家訪問、証券会社の視察等を企画する。)
 - 3) 両国関係者の対話を通じて、日米の市場・業界間のネットワーク、リンク強化を図る。
4. プログラムの概要案
詳細は今後、共催機関となる米国証券業金融市場協会(SIFMA)との協議等を踏まえ、決定することとする。
5. 主な参加者
米国(主に東海岸)及び日本の証券会社・金融機関、機関投資家、ファンド・マネージャー、会計・法律専門家等証券市場関係者、政府当局、情報ベンダー、メディア
6. 共催／協賛機関(予定)
 - －Securities Industry and Financial Markets Association (SIFMA)
(米国証券業金融市場協会)
 - －日本取引所グループ

以 上

(参 考)

日本証券サミット開催実績

回数	日程	開催地	会場	基調講演者/ゲスト	共催機関	協賛/協力機関	来場者数
第1回	2008年 1月21~22日	ロンドン	Hotel Renaissance Chancery Court	竹中平蔵 氏 (慶應義塾大学 教授)	国際資本市場協会 (ICMA)	東京証券取引所グループ Euroweek	約 350 名 (2 日間のべ)
第2回	2009年 3月5日	香港	Four Seasons Hotel	奥田 碩 氏 (トヨタ自動車相談役)	香港証券業協会 (HKSA)	なし	約 300 名
第3回	2010年 3月10日	シンガポール	Fullerton Hotel	坂根正弘 氏 (コマツ 代表取締役会長) キショー・マブバニ 氏 (シンガポール国立大学リー・クワン ユー・スクール学長)	なし	なし	約 215 名
第4回	2011年 3月1日	ニューヨーク	SIFMA Conference Center	芦田昭充 氏 (商船三井 代表取締役 取締役会長) ダグラス・ピーターソン 氏 (シティバンク COO)	米国証券金融市場 協会(SIFMA)	Thomson Reuters Tradeweb JETRO	約 180 名
第5回	2013年 2月5日	ロンドン	Drapers Hall	斉藤 惇 氏 (日本取引所グループ 取締役兼 代表執行役グループ CEO) シティ・ロード・メイヤー ロジャー・ギフォード氏	国際資本市場協会 (ICMA)	日本取引所グループ(JPX) The Japan Society Euroweek	約 280 名

証券知識普及プロジェクトマスコットキャラクター「とうしくん」が
「ゆるキャラグランプリ 2013」にエントリーしました！！



「初めて『ゆるキャラグランプリ』に出場することになりました！

みなさんの1票で、初代グランプリも夢じゃないかも～♪」

by とうしくん

【出 場 枠】：企業・その他

【投票期間】：2013年9月17日(火)～11月8日(金)

【投 票】：1メールアドレスにつき1日1票。

【投票方法】：ゆるキャラグランプリ2013のホームページ <http://www.yurugp.jp/>
トップページの日本地図下の検索窓「ゆるキャラ名から選ぶ」より「とうしくん」で検索してください。

☆とうしくんとは？☆

勤 め 先：証券知識普及プロジェクト※

誕 生 日：10月4日

どんな子？：日本橋兜町生まれの男の子。

ほのぼのとした外見ながら、今後大きく成長する期待大！
兄弟がほか9頭います。さらに、とう（10）のうしに
分けることで、投資の基本である「分散投資」という意味
も込めています。皆さまに長い目でじっくり育てていた
だくこと（「長期投資」）で、たくましい立派な牛に成長す
ることを願っています。



※「証券知識普及プロジェクト」は、日本証券業協会、日本取引所グループ、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、投資信託協会、名証取引参加者協会の証券団体等が参加し、公正・中立な立場から長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、学校における金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会の開催等、多岐にわたり活動している共同事業です。

以 上